平成２４年（フ）第３１２号
堺市北区金岡町2109番地１　辻ハイツ205、前住所堺市北区百舌鳥本町３丁９番地２　Ｋハウスながそ101号
債務者　堀内　友子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番320―303号
債務者　西岡　善子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
堺市南区原山台１丁５番２―402号
債務者　柴垣　一彦
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
堺市西区鳳中町１丁15番地11
債務者　辻中　成雄
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１０号
堺市南区若松台１丁２番10―710号
債務者　玉城　友子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２８号
大阪府富田林市清水町３番５―107号
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１０２号
東京都葛飾区奥戸７丁目２―14―202
破産者　遠藤　信幸
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０３号
東京都葛飾区奥戸７丁目２―14―202
破産者　遠藤　康子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３０号
東京都台東区三ノ輪２丁目14番13号
破産者　有限会社フィネガンズ・アッシュ
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３１号
東京都台東区三ノ輪２丁目14―13
破産者　菊池　　淳
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３６号
東京都小平市小川西町２丁目25番５号
破産者　有限会社セルクル
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３９号
千葉県松戸市秋山224番地７
破産者　有限会社小川安全
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４０号
千葉県松戸市秋山224―７
破産者　小川　卓士
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４１号
千葉県松戸市秋山224―７
破産者　小川智恵子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４２号
東京都大田区池上７丁目18番７号
破産者　株式会社システムジェイ
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４３号
東京都大田区池上７丁目18―７
破産者　伊郷　　潤
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５４号
東京都新宿区百人町２丁目８番15号
破産者　アイティエコエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５５号
東京都台東区橋場１丁目36―15―404
破産者　三原健一郎
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０９号
埼玉県さいたま市中央区鈴谷８丁目６－１－103
破産者　岩本美貴こと　李　　美貴
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４１号
東京都文京区白山１丁目31番６号
破産者　有限会社ファインドウェイ
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４２号
東京都港区南麻布１丁目９－８―110
破産者　土屋　寛宗
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部